

奨 学 金

一橋大学熊本地震奨学金 応募要領

平成28年の熊本地震の災害を被った世帯の学生を、一橋大学基金により支援を行うことを目的とした奨学金です。

1. 対象

平成28年の熊本地震にかかる災害救助法適用地域を擁する県(熊本県)において主たる家計支持者が被災し、その影響で家計が急変し、修学の継続が困難となっている学部学生及び大学院学生とする。ただし、大学院学生は独立生計者を除く。

2. 被災状況

- ①主たる家計支持者が死亡又は行方不明となっている者
- ②居住している家屋の損壊(全壊・半壊・一部損壊)により罹災証明書が提出できる者

3. 給付額

月額50,000円(給付型)を限度とし、原則標準修業年限終了まで支給

4. 申請手続き

申請希望者は「学内選考用奨学金申請書」に罹災証明書及び被害額証明書(見積書等)等を添えて、学生支援課に7月29日(金)までに提出すること

※罹災証明書等の提出が困難な場合は、必ず上記期限までに申し出ること。

※なお、「一橋大学熊本地震奨学一時金」と併願する場合は、書類の提出は1部で構わない。ただし、学内選考用奨学金申請書様式2については「奨学金」「一時金」分それぞれ提出すること。

5. 選考

学内取扱要項に基づき、選考を行う。ただし、予算に限りがあるため、要件に該当しても採用されるとは限らない。

6. 採用手続き

採用された者に決定通知後、届け出のあった振込口座に、振り込む。

7. 併給

独立行政法人日本学生支援機構等の貸与型奨学金及び一橋大学熊本地震奨学一時金との併給は可能

※給付型奨学金との併給は原則不可

8. その他

- ・奨学生の申請に虚偽が認められた場合等は奨学金を返還しなければならない
- ・奨学生が休学した場合は奨学金の給付を停止する
- ・奨学生が次のいずれかに該当した場合は奨学金の給付を廃止する

ア 退学又は除籍、イ 疾病などのため成業の見込がないと認められるとき、ウ 学業成績又は素行が不良となったとき、エ 停学、その他の処分を受けたとき、オ その他、奨学生として適当でない認められるとき

本奨学金に関する問い合わせ先

学務部 学生支援課 (西キャンパス本館1階)

Tel: 042-580-8139